

北上市告示甲第89号

北上市地域おこし協力隊事業実施要綱（平成27年北上市告示甲第38号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月13日

北上市長 高橋敏彦

改正前			改正後	
<p>(隊員の活動経費等)</p> <p>第11 市は、別表に掲げる隊員の活動又は起業に必要な経費（以下「活動経費等」という。）について、予算の範囲内で支給するものとする。</p> <p>2 前項に規定する活動経費等を市が隊員に対して直接支払う場合は、活動費に対する補助金として支払うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>別表（第11関係）</p>			<p>(隊員の活動経費)</p> <p>第11 市長は、隊員の活動に必要な経費（以下「活動経費」という。）について、予算の範囲内で支給するものとする。</p> <p>2 活動経費の対象経費及び支給額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 活動経費を市が隊員に対して直接支払う場合は、活動費に対する補助金として支払うものとする。</p> <p>4 [略]</p> <p>別表（第11関係）</p>	
区分	対象経費	限度額	対象経費	支給額
活動に必要な経費	市内での住居借上げ費用	1会計年度につき160万円	市内での住居借上げ費用	対象経費の全額とし、1会計年度につき160万円を限度とする。
	活動に必要な自動車やパソコン等の借上げ費用			
	活動車両の燃料費			
	活動に要する消耗品			

	<u>活動にかかるイベント経費等</u> <u>活動にかかる旅費</u> <u>研修参加費及び旅費</u> <u>その他市長が必要と認める経費</u>		<u>活動にかかるイベント経費等</u> <u>活動にかかる旅費</u> <u>研修参加費及び旅費</u> <u>その他市長が必要と認める経費</u>
<u>起業に必要な経費</u>	<u>設備費、備品費</u> <u>土地・建物賃貸借費</u> <u>法人登記に要する経費</u> <u>知的財産登録に要する経費</u> <u>マーケティングに要する経費</u> <u>技術指導受入れに要する経費</u> <u>その他市長が必要と認める経費</u>	<u>市内で起業しようとする者のうち、次のいずれかに該当するもので、1人1回に限り100万円とする。</u> <u>(1) 隊員であるもの（委嘱期間の更新を受けようとするものを除く。）</u> <u>(2) 隊員であったもので、委嘱期間終了の日から起算して1年以内にあるもの</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。